

# わが国における割賦販売会計の理論(続)

桑原幹夫

## 一 は し が き

### 二 わが国における割賦販売の会計実務

#### 1 わが国における割賦販売の現状

#### 2 自動車販売業の会計実務

#### 3 電気器具・電気機械販売等の会計実務

### 三 税法の規定(≡期限到来基準)とその論拠

#### 1 割賦販売に対する税法の規定

#### 2 税法規定(≡期限到来基準)を合理化する理論(以上、第十卷第五・六号所載)

### 四 企業会計原則の立場(≡代金回収基準)とこれを合理化する理論(以下、本号所載)

#### 1 企業会計原則の立場(≡代金回収基準)とその根拠

#### 2 企業会計原則(≡代金回収基準)の合理化論

#### 3 代金回収基準合理化論の現実的意義

### 五 独自の会計政策を提唱する理論

#### 1 販売基準の提唱とその合理化論

#### 2 選択適用論の提唱とその合理化論

3 会計処理簡便化論

六 結論

四 企業会計原則の立場（≡代金回収基準）とこれを合理化する理論

1 企業会計原則の立場（≡代金回収基準）とその根拠

前述のごとき期限到来基準をとるわが国の税法の規定に対しては、わが国企業会計原則の立場（≡代金回収基準）より意見書（≡税法と企業会計原則との調整に関する意見書）が**出**されている。

この意見書は、「企業会計原則」の理論を一貫した立場から税法と「企業会計原則」との不一致についての調整問題を述べようとしたものであって、昭和二十七年六月十六日に、経済安定本部企業会計基準審議会中間報告として発表されたものである。この意見書の起草は、左記小委員によりなされた。

企業会計基準審議会	会長	上野道輔
同	委員	太田哲三
同	同	中西寅雄
同	同	黒沢清
同	同	石井照久
同	同	岩田巖
同	同	大住達雄
同	同	金子佐一郎

この意見書によると、割賦販売については、総論第一の二の(1)および、各論第一の二において述べられているが、

ここでは、税法の規定する期限到来基準をとくととりあげ、つぎのように、税法が、企業会計原則の立場（『代金回収基準』をとるよう要望している。

「……税法上の割賦基準は、割賦金入金の時期をもって割賦販売収益の実現のときとするのではなくて、割賦金の支払期限の到来のときをもって、入金の有無にかかわらず、その実現のときとみなすのである。（法人税法取扱通達の二五〇によれば、

『売買契約によって売却代金の受入を月賦又は年賦とするものについては、当該事業年度において、収入すべき月賦金又は年賦金に対応する売却益を見積り当該事業年度の益金に算入することができる。』とある。）

これは未収収益の場合と同じく、発生主義の適用に弾力性を認めないもので、健全な会計慣行の発展を阻害するおそれがあるので、通常の意味における所得の割賦計算の原則（『代金回収基準—引用者』を認めるよう改めることが望ましい。』

わが国の企業会計原則（正式には、『企業会計原則・財務諸表準則』）は、周知のように、「外貨導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のため」設定されたものである。

この企業会計原則は、昭和二十四年七月九日にはじめて、経済安定本部企業会計制度対策調査会の中間報告として公表された。その後昭和二十九年七月十四日には、企業会計の部分的修正が公表された。この修正の時に同時に「企業会計原則注解」が公表された。

割賦販売のその収益認識についての企業会計原則の立場は、いうまでもなく、代金回収基準である。この立場と、根拠は、企業会計原則では、つぎのように明示されている。

すなわち、昭和二十四年公表の企業会計原則、（第二の三のB）では、つぎのように述べられている。

「売上高は、実現主義の原則に従い、商店の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、未だ売却済とならない……、割賦販売、……等に関する未実現収益は原則として当期の収益に算入してはならない。」

これと全く同一の内容が、昭和二十九年公表の企業会計原則（改正）にも述べられているが、（第二の三のB）同時に公表された、企業会計原則注解、注2の3では、割賦基準（＝代金回収基準）の内容とその根拠について、つぎのように述べられている。

「割賦販売については、割賦金の入金の時をもって売上収益の実現の時とみなし、その期の損益計算に計上する。割賦収益の実現の尺度は、原則として、販売基準ではなくて回収基準とする。割賦販売契約は、通常の販売契約と異なり、その信用期間が比較的長期にわたり、代金の支払が分割払であるとともに代金回収上の危険率も高く、所有権の移転又は取戻しに関する条件も複雑であるから、収益実現の会計上の確認は慎重に行なわれる必要がある。割賦販売の代金のうち決算期末までに未回収の部分は、実現しない収益を含んでいるのであるから、未実現収益は、これを次期以後に繰り延べなければならない。」

ここでは、代金回収基準の根拠として、慎重主義が強調されている。

## 2 企業会計原則（＝代金回収基準）合理化論

### a 黒沢清教授の論拠

黒沢清教授は、著書『近代会計学』（昭和二十六年発行）においても、またその後出された『新版』近代会計学』（昭和三十五年発行）においても、終始一貫、企業会計原則の立場（＝代金回収基準）を積極的に支持され、合理化されている。その論拠は、企業会計原則注解と全く同じ内容を持つものである。しかし、黒沢清教授の代金回収基準合理化論では、さらに、企業財政の安定のための会計政策が強調されている。その内容は、つぎの通りである。

「割賦基準（Installment basis）は販売基準の例外をなすもので、一種の現金基準である。割賦販売業においては、売上代金の回収が定期分割払の方法により長期にわたり延期されるので、通常の販売基準を適用するときは、収益の記録が不安定となり企業の維持の上にも支障をきたすおそれがあるので、この例外の原則がみとめられなければならない。割賦販売契約において、売買の対象たる商品その他の財産の所有権が引渡のとき移転するののか、代金支払完了のとき移転するののかという問題は、

販売完了の法的条件の吟味としては一つの問題たるを失なわないが、割賦基準は企業財政の安定のため、の会計政策としてみと  
められたものであるから、法的関係はこの際深く追及するにはあたらないのである」(1) (待点引用者)

黒沢清教授の以上の主張を、さきに示した企業会計原則注解と対照して読むと、全く同じ内容であり、どちらかといえば、黒沢清教授が、企業会計原則注解の解説をより深め、企業会計原則(『割賦基準』)を合理化されている。事実、黒沢清教授は、企業会計原則の設定にあたってはとくに尽力され、経済安定本部企業会計制度対策調査会(のちの、大蔵省企業会計審議会)の有力メンバーであったことから推定すると教授の主張がそのまま企業会計原則にあらわれているのは当然であろう。

(1) 黒沢清著「近代会計学」(昭和二十六年)三五七頁。

黒沢清著「(新版)近代会計学」(昭和二十五年)三五九―六〇頁。

#### b 山下勝治教授の論拠

山下勝治教授も、黒沢清教授と同様、同一の立場にたつて、終始(すなわち、昭和三十年発行の著書『会計学一般理論』においても、昭和三十四年発行の著書『会計学一般理論』においても)企業会計原則の立場(『代金回収基準』を合理化される。

山下勝治教授の割賦基準合理化論は、基本的には、企業会計原則注解における根拠と同一であるが、とくに慎重主義を強調されているところにその特徴がある。

山下勝治教授の代金回収基準合理化論を昭和三十四年発行の『会計学一般理論』により示せば、つぎの通りである。

「割賦販売においては、その信用期間が長期にわたり、代金の支払もまた分割払であるところから、代金回収上の危険もおのずから高いのが通常である。そこでその収益実現には、とくに慎重を期して、現実の代金回収という事実結びつけて収益が実現すると考える第三の立場（割賦金の受入れ程度に応じ部分的に収益が実現するもの—引用者）が妥当なものと考えられねばならない。これを代金回収基準といひ、この場合には、決算時に代金のうち未回収分はこれを未実現収益として繰延べることが必要となる」（傍点—引用者）

以上が、山下勝治教授の論旨であるが、わが国税法のとる立場を、教授は、とくに期限到来基準と名付けられし。

(1) 山下勝治著「会計学一般理論」(一九五九年)一〇一—一二頁。

### c 青木倫太郎教授の論拠

黒沢清教授および山下勝治教授が、企業会計原則注解における論拠とほぼ同一の論拠に立って企業会計原則の立場（＝代金回収基準）を合理化されるのに対し、青木倫太郎教授は、異った角度より代金回収基準を合理化される。青木倫太郎教授の代金回収基準合理化論は、費用収益対応の原則を基礎にしている。そして、それは、つぎのように展開される。

「……………税の意見書（総論第一の二実現主義の原則の適用のところや各論第一の二割賦販売収益の項）や企業会計原則の注解（注2 積送品、試用販売、割賦販売及び予約販売における収益の実現について）の主張は、目的物の引渡の時でないことは勿論であり、更に収入すべき時でもなく、回収した時であるべきであるというのである。その理由として、信用期間が比較的長期であつて、代金回収上の危険率が高いことや、所有権の移転又は取戻しに関する条件が複雑であるから、会計の慎重性の原則からみて、割賦販売の収益は回収基準によるべきであるというのである。この主張は、会計原則からみて、発生主義の原則が大きい理論的根拠をもっている以上、完全に正当であるとはいえない。ところが、費用収益対応の原則からこれをみると元来、割賦販売は『売却』よりも『回収』に重点があるのであつて、支払が割賦である故に『売ること』については比較

的容易であるが、代金の回収に多くの危険と費用とを必要とするのである。故に回収費用が賦金の回収によって稼得した収益にマッチせねばならないのである。かかる意味において、割賦販売の実現する時は賦金を回収した時であることが会計上妥当であるという主張が正しいのである。<sup>(1)</sup>

以上のように、青木倫太郎教授は、黒沢教授、山下教授とは異った論拠にもとづいて、実質的には、代金回収基準（『企業会計原則』を合理化されるのである）。

(1) 青木倫太郎著「財務諸表論」（昭和三十二年）八八頁。

#### d 林健二教授の論拠

林健二教授は、企業会計原則制定以前において代金回収基準を合理化されている。その論拠は、つぎの通りである。

「第三の見解（各割賦金の支払によって割賦販売の収益が部分的に実現するもの、すなわち、割賦基準―桑原）は期間的損益計算の正確性を犠牲にすることなしに、しかも、計算の確実性が高度に保持される。<sup>(1)</sup>

「割賦販売における利子要素は、販売代金が大きく、その完済が相当長期に亘るような特殊な場合を除いては、実践的にはそう大きい問題ではなく、寧ろ計算の繁雑をさけるために、無視してよいと思う。<sup>(2)</sup>」

林健二教授による代金回収基準合理化論は充分には展開されていない。しかし、林教授のかかる主張が企業会計原則制定以前にあったことは、きわめて重要である。なぜなら、それは、何らかの意味において、企業会計原則の立場（『代金回収基準』）にたいして示唆を与えたであらうと思われるからである。

(1) 林健二稿「割賦販売の損益計算」（会計五十七卷三号一九五〇年）一〇頁。

(2) 林健二稿 前掲 二頁。

### 3 代金回収基準合理化論の現実的基盤

わが国における割賦販売会計の理論（続）（桑原）

前述により、代金回収基準（『企業会計原則の立場』）は、税法改正のための有力な拠点であり、また、この代金回収基準は、黒沢清教授、山下勝治教授、青木倫太郎教授、林健二教授等の会計学者によって、企業財政の安定、慎重主義、費用・収益の対応、期間的損益計算の正確性等を論拠として、多様な合理化論が展開されていることが明らかになった。

われわれが、ここで見落してはならないことは、代金回収基準（『企業会計原則の立場』）の強力な合理化論の基礎には、つぎに示すような、割賦販売業者、とくに、ミシン、電気器具・電気機械、自動車、船舶、プラント類、等の販売業者をはじめ、さらに、経済団体、通産省当局の強力な支持、期待、要望、要求等が存在しているという<sup>1)</sup>ことである。

（1）なお、かかる業者の会計実務の現実的效果については、別の稿で明らかにした。拙稿「わが国割賦販売会計の現実とその効果」（『税経通信十七卷一〇号一九六二年〕二三—三〇頁。

#### a ミシン販売業者の要求

蛇の目ミシン企画室部長、青塚康毅氏は、企業の税務対策として、代金回収基準（『企業会計原則の立場』）を強く主張し、つぎのように、税法の改正を要求される。

「……税務会計上の割賦収益と、同一期における現実の回収割賦金或いは割賦実現収益とを比較するに、税務会計上の収益の方が大であるのが常態である。従って、その超過差額分に対しては、税の前払を余儀なくされている訳である。」<sup>1)</sup>

「……恐らく僅少の率に過ぎないであろう税の増徴に重点を置き……割賦販売業者を圧迫萎縮せしむるに終わる如き施策は、（税法が期限到来基準をとること―引用者）この際大乗の見地より思い止まるべきではなからうか。」<sup>2)</sup>

（1）青塚康毅稿「割賦販売における収益」（『税経通信十四卷五号一九五九年〕七九頁。



(2) 青塚康毅稿 前掲 八五頁。

b 電気器具・電気機械販売業者の要求

日立製作株式会社経理部副部長、高橋尚之氏は、税法の改正を要求する「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」を支持されつぎのように云われる。

「今回発表された安本の「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」においては各論の第一のニ『割賦販売収益』の項にて法人税の取扱は、『未収収益の場合と同じく発生主義の適用に弾力性を認めないもので、健全な会計慣行の発展を阻害するおそれがあるので通常の意味における所得の割賦計算の原則を認めるよう改めることが望ましい』と結論されている。これは、割賦販売の本質から見てもことに妥当な見解といえる。<sup>(1)</sup>」

さらに、日立製作株式会社経理部副部長、高橋尚三氏は、積極的に、代金回収基準（『企業会計原則の立場』を合理化され、みずから、合理化論をつぎのように展開される。

「まず、割賦販売の対象となる商品について見れば、商品の販売代価が需要家の資力に相応せず、また同業者間の競争激甚のため通常の一時払の販売方法を以てしては売行不振を招くような商品が選ばれる。次に顧客について見れば、一時払では到底購入し得ないような需要家が分割払のため新たな購入者となるのであるが、このような顧客についてはその資力の点からして、最後の割賦金まで完全に支払い得ない場合が相当多いいわなければならぬ。また割賦金の支払期間は右のような事情のため少額ずつ長期間にわたるのが通例であるから、その間に経済情勢の変化或いは顧客の個人的事情の変化等のため、割賦金の支払に窮する危険性が非常に多いと想像される。

このような割賦販売の性質から考えれば割賦金の支払は通常の商品代価の支払に比較して確実性が薄く、支払期日到来に際し直ちに利益を計上するのは、妥当な会計処理法とはいえない<sup>(2)</sup>」。

(1) 高橋尚三稿「割賦販売の会計処理における問題点」(税経通信七卷十四号、一九五二年) 一二四頁。

(2) 高橋尚三稿 前掲 一二三—四頁。

c 自動車販売業者の要求

日産自動車経理部長、川久保康雄氏は、税法規定において、代金回収基準がとり入れられるよう、つぎのように要求される。

「先ほどの回収基準に触れたのですが、気持の上からいえば、会計原則の現金入金主義と云いたい所でございませうが、通達の点、あるいは、ほかの点から見ましても割賦基準という事で私の方も処理しております。」<sup>(1)</sup>（傍点―引用者）

(1) 川久保康雄談「割賦販売の理論と実際」（企業会計十卷五号一九五八年）五一頁。

d 船舶、プラント類販売業者の要求

三菱造船経理部、山田庄三郎氏（企業経営協会税制研究会幹事）に種々意見を賜ったことを附言して、古賀久雄氏（企業経営協会調査課長）は、税法が、企業会計原則と同様、代金回収基準をとるよう、つぎのように要求される。

「割賦利益の計上は、会計原則においてはその入金をもつて、税法は回収すべき時をもつてそれぞれ計上の時としている。我々としては、税法と企業会計原則とが一致して、『割賦金の入金の時とする』事をもつて結論づけられる事が望ましいと考<sup>(1)</sup>える。」

また、運輸省船舶局監理課事務官、武田健介氏は、船舶、プラント類の販売業者を代弁して、つぎのように税法における割賦基準採用の必要性を強調される。

「……プラント類の延払を税法上の割賦販売として取扱うためには、この特殊の基準については、全面的に現金主義を採用する事は極めて必要である。」<sup>(2)</sup>

(1) 古賀久雄「割賦販売の経理処理と税務上の問題点」（税経通信十一卷九号、一九五六年）八〇頁。

(2) 武田健介稿 前掲 七三頁。

e 経済団体の要求

租税研究協会、期間損益委員長、企業経営協会専務理事、興国人絹パルプ取締役、青砥正夫氏は、わが国の税法が、代金回収基準をとるよう、つぎのように要求されている。

「……会計原則では、……あくまで回収基準をとっているのに反して、通達案では、履行期が到来したものについては、現実に入金があるまいが、これを収益に計上せしめようという考え方である。アメリカ等の税法においては割賦販売についてはこの会計の立場を尊重して回収基準を適用しているのであるから、わが国においても同様の考慮が払われてしかるべきであろう。」<sup>(1)</sup>

(1) 青砥正夫稿「期間損益関係の問題点」(企業会計十卷十一号、一九五八年)一〇八一頁。

f 通産省の割賦販売政策上よりの要求

通産省は、割賦販売の秩序を維持するため割賦販売法を制定したが、これとともに、税法上の優遇、消費者信用の確立、割賦販売保険の拡充、消費者信用調査機関の整備などの方向で割賦販売政策を打ち出すことになった。この税法上の優遇の一つとして、通産省は企業会計原則の主張する代金回収基準をとりあげ、つぎのように、その実現を要求している。

「通産省の割賦販売政策の方向は次の通り。

▼税法上の優遇Ⅰ一、現行税法上割賦販売の損益は契約上の支払い期限がきた時期を基準とし、代金が実際に回収されているか、どうかは問題外としている(期限到来主義)が、企業会計原則に沿い現金が回収されることを基準とすべきである。<sup>(1)</sup>

(1) 日本経済新聞、昭和三十五年四月九日号(朝刊)

## 五 独自の会計政策を提唱する理論

### 1 販売基準の提唱とその合理化論

#### a 木村和三郎教授の論拠

前述の代金回収基準（『企業会計原則の立場』）の理論と実務に対する木村和三郎教授の評仙はつぎの通りである。

「割賦販売（月賦販売）制度のもとにおける売上利益は売上高に対して計算すべきでなく、売上代金回収済の分に対してのみ、その中に含まれた売上利益を計算すべきであつて、これが割賦販売における実現主義の原則の正しい適用である、とする見解は（割賦基準のこと―引用者）……凡そ金融制度が支配的に確立し、しかも隅々にまで行き渡っている、現在の経済機構のもとにおいては陳腐な、時代錯誤的な見解であり……」（傍点―引用者）

また、木村和三郎教授は、割賦基準に対して、つぎのようにも云われる。

「会計学の基本的対象とする、現代の独占的株式会社に関する限りにおいては凡そ売上収益測定の時々の基準を集金の時におけることは、理論的にも不合理であり、実際的にも妥当性がない。」<sup>(1)(2)</sup>（傍点―引用者）

このように、木村和三郎教授によると、割賦基準（『わが国企業会計原則の立場』）の主張は、陳腐な時代錯誤的な見解であり、実際的にも妥当性がない主張であると云うことになる。

そのため、木村和三郎教授は、独自の会計政策（『販売基準』）を提唱され、それを合理化される。

木村和三郎教授の割賦販売における販売基準合理化論は、教授の著書『会計学研究』において、つぎのように展開されている。

「月賦販売未回収金の如きが他の売上未回収金（売掛金・受取手形）と異なるところは前者は明瞭な消費信用であり、後者

は原則として生産信用であることであるが、両者が共に流通信用であることには変わりはない。……消費信用つまり貸金俵給生活者に対する前借と同様高利貸的狡猾さが表面に出ていると解釈するか、又は経営内における資本の流通、つまり、取引を運動の過程において把握するという動的把握、又は全般的把握の欠如としか考えられない。信用制度の確立している経済の下においては、売上の時を以て利益の実現の時（＝販売基準―引用者）と解してよく、割賦販売未回収金も一般の売掛金と同様に貸倒準備金を設けるだけで足るのである。」<sup>(3)</sup>

以上のように、木村和二郎教授は、代金回収基準（＝企業会計原則の立場）にとつてかわるものとして、「現代的、且正しき」<sup>(4)</sup>（傍点―引用者）販売基準を主張され、合理化される。

(1) 木村和二郎稿「実現主義の一適用形態としての割賦販売会計」（会計第六十卷第六号、一九五一年）一頁。

(2) 木村和二郎稿 前掲 八頁。

(3) 木村和二郎著「会計学研究」（一九五四年）七九頁。

(4) 木村和二郎稿 前掲 一頁。

#### b 品田誠平教授の論拠

品田誠平教授は、わが国における割賦販売の会計の最初の著書『割賦販売会計』を出版されているが、割賦販売に対する品田誠平教授の立場は、つぎに示すように、木村和二郎教授と全く同一である。

「……木村和二郎教授以外のすべての会計学者は、全然歴史性を度外視して、割賦販売および割賦販売会計を論述してゐる。ここに諸權威の所説の共通の欠陥と誤りが胚胎してゐる。」<sup>(1)</sup>

品田誠平教授の割賦販売における販売基準合理化論はつぎの通りである。

品田誠平教授は、まず「歴史的観点から、陳腐の割賦販売と近代割賦販売に區別され」<sup>(2)</sup>「特に近代的割賦販売の本質と近代割賦販売を通じて業者の取得する割賦受取手形の社会的、時代的性格を探究し、それが流動資産で

あり、貨幣的等価物(『金融機関において即時金額が現金化される』<sup>(3)</sup>—引用者)であると主張され、<sup>(4)</sup>「近代割賦販売」の業者の取得資産が以上のような、流動資産である点からその販売期間において、割賦販売商品の現金価格をもって、当該期間における収益として計上する<sup>(5)</sup>ことを主張される。

なお、品田誠平教授における、以上の会計問題に対する基本的な方法論と思われるものはつぎの通りである。

「……近代企業会計において重要なのは、……勘定計算が企業資本の価値増殖関係を……会計思考にもとづいて、正しく描写するか否かの問題である」<sup>(6)</sup>

品田誠平教授の提唱による会計処理の方法はつぎの通りである。

「割賦販売については、商品売上収益と、金融収益とを明確に区分し、前者については販売基準を適用し、その金額を商品販売による実現収益として計上するとともに、その売掛金に対しては必要なる引当金を設定し、後者については金融機関において現金化する場合は、金融機関に支払うまでは預り金勘定を以てて処理し、商人が自己金融する場合は、これを商品販売収益とは別個の金融利得として計上すべきことが至当であるとみられる。ただこの金融利得を割賦売上契約上の期間に対応せしめて、期間収益と期間未収益とに分解して、損益計算書と貸借対照表とに分化計上することが、期間損益計算上理論的であると思われる」<sup>(7)</sup>

以上の会計方法による会計処理の具体的内容は、次の著者で展開されている。

品田誠平著「割賦販売会計」(一九六〇年)一六九—二〇七頁。

品田誠平稿「月賦販売の会計」(品田誠平編『月賦販売の法律・会計・税務』(一九五七年)一四九—一八五頁)。

品田誠平稿「近代割賦販売の会計」(品田誠平編『割賦販売の法律・会計・税務』(一九六一年)二八七—三三三頁)。

この三つの著書で品田誠平教授が展開されている会計処理の具体的内容は、ともに、殆んど同様である。また、これらは、いづれも、ジャクソンの著書に書かれている方法と類似してゐる。(Jackson, J. H., Accounting

わが国におけるジャクソンの忠実な紹介は、今井信二教授により、なされているのは周知の通りである。

今井信二稿「消費者信用と分割払販売会計」(一)(同志社商学十一巻五号、一九五九年)五二—七二頁。

今井信二稿「消費者信用と分割払販売会計」(二)(同志社商学十二巻二号、一九六〇年)五三—七七頁。

- (1) 品田誠平著「割賦販売会計」(一九六〇年)一五—五頁。
- (2) 品田誠平著 前掲 一五—五頁。
- (3) 品田誠平著 前掲 八九頁。
- (4) 品田誠平著 前掲 一六七頁。
- (5) 品田誠平著 前掲 一六七頁。
- (6) 品田誠平著 前掲 序 二頁。
- (7) 品田誠平稿「割賦販売と売上利益」(会計七〇巻五号、一九五六年)一一五—一一六頁。

## 2 選択適用論の提唱とその合理化論

選択適用論には、代金回収基準と販売基準の二者のうち、いづれかの選択適用を合理化する理論と、さらに、代金回収基準・販売基準のほかに期限到来基準との三者のうちいづれかの選択適用を合理化する理論がある。

このような選択適用は、いづれも、つぎに指摘されることとき、損益調整のための経理操作の手段として利用されることになるのは云うまでもない。

「ある事業年度において販売したものについて割賦基準を適用し、ある事業年度において販売した資産については割賦基準を適用しないというようなことを認めると損益調整の手段に利用されることになる。」<sup>(1)</sup>

(1) 明里長太郎編「税務会計」(一九五九年)三一頁。

## a 飯野利夫教授の選択適用合理化論

飯野利夫教授は、『現代会計学一般理論』（現代会計学全集、第一巻）所収の論文において、つぎのように、代金回収基準と販売基準とのいづれかの選択適用を提唱される。

「割賦販売については、最小限度、回収基準または販売基準の一方にかぎるのではなくて、そのいずれの方法をも認めて、その選択適用は企業自由に委ね、しかし一たん適用した方法を每期継続適用させることで十分である」<sup>(1)</sup>。

以上の飯野利夫教授提唱による選択適用の方法は、アメリカの税法の規定するところとはほぼ同じであるが教授は、この方法をつぎのような論拠にもとづき合理化されている。

「前者（代金回収基準—引用者）が後者（販売基準—引用者）から離れて独立の意味をもちうるのは、たとえば、次に掲げられるような条件のみたされる場合にかぎられる。すなわち、まず第一は、販売から代金回収までの間に相当ながい時間的間隔が存在することである。この場合には、対価として取得した債権は、実際上は、相当長期間の後でなければ、財貨や用役の購入等、営業の用に供することができず、収益が流動的な資産の取得によって裏付けられるべきものであるかぎり、この種の長期の債権は収益として認識できなくなる。第二は、代金の回収が、はなはだ不確実になるような事情のあること、すなわち、貸倒の危険が非常に多い場合である。第三は、販売後にいたって、それに関連する費用が相当に発生する場合である。すなわち、記帳代金の請求、回収その他の事務費、修繕等の費用、不良品の取替等の費用等のいわゆる事後費用が多額に発生する場合である」<sup>(2)</sup>。

「これらの条件が一つまたは二つ以上存在する場合には、回収基準が販売基準に代わって妥当すると考えられる。たとえば割賦販売の場合がそれで、この場合には、割賦金の入金のとしまで、営業収益の計上を繰延べることが認められる」<sup>(3)</sup>。

「しかし、ここに注意すべきは、回収基準が割賦販売の場合に、一応の妥当性が認められるということであって、このことは決して割賦販売については、これ以外の基準とくに販売基準が不合理であることを意味するものではないということである」<sup>(4)</sup>。



「というのは、割賦販売の場合にも、たとえば通常の掛売債権よりも貸倒損を多く見積り、あるいはまた事後費用については、これに対する負債性引当金を設定するとすれば、この場合にも、販売基準の合理性は十分に認められるからである。」<sup>(5)</sup>

飯野利夫教授は、以上の論拠にもとづき、教授提唱による選択適用論を合理化される。

- (1) 飯野利夫稿「収益費用会計」(現代会計学全集第一巻『現代会計学一般理論』所収論文、一九五八年) 一一一—一二頁
- (2) 飯野利夫稿 前掲 一〇一—一頁。
- (3) 飯野利夫稿 前掲 一一一頁。
- (4) 飯野利夫稿 前掲 一一一頁。
- (5) 飯野利夫稿 前掲 一一一頁。

#### b 木村重義教授の選択適用論

木村重義教授における選択適用論は、割賦基準、期限到来基準、販売基準の三者のうちのいづれかの選択適用を認める理論である。

木村重義教授の選択適用論は、飯野利夫氏における選択適用論よりも、選択の範囲が広く、それだけ、自由な経理操作が可能である。木村重義教授は企業会計原則の拡大解釈を通じて教授の選択適用論をつぎのように展開される。

「企業会計原則注解」の二は「賦金入金基準」の主張においていっそう強いようにみえる。「割賦販売については、割賦金の入金の時をもって売上収益の時とみなし、その期の損益計算に計上する。割賦収益の実現の尺度は、原則として販売基準ではなくて回収基準とする。」という主張は、賦金期限基準を排除しようとする表現であるようにうけとられる。「注解」が「企業会計原則」の本文の解釈について問題のあるところを明瞭にしようとする趣旨のものとして特定の解釈をくだすことは当然であるかもしれないが、本文そのものは、「賦金期限基準」をも容れる表現である。そして私見においては「期限基準」も適用にたえる方法であり、「入金基準」および一般的な「引渡基準」とともに選択適用されるべき方法とするのが適當である。」<sup>(1)</sup>

(1) 木村重義「特殊販売における収益認識時点」（税経通信第十四巻第五号、一九五九年）六頁。

### 3 会計処理簡便化論

#### a 沼田嘉穂教授の提唱

割賦販売会計において論ぜられるもののうち、会計問題として一つの重要な問題は、会計処理の簡便化に関する問題である。とくに割賦販売に対し、割賦基準（代金回収基準ないしは、期限到来基準）が適用されると、企業の会計処理はきわめて複雑となる。そのため、会計処理の簡便化が、会計実務上、とくに要求される。

沼田嘉穂教授は、著書「近代簿記」において、つぎのごとく、代金回収基準が理論的には、最も妥当な方法であるといわれているようであるが、しかし、この著書では代金回収基準と期限到来基準の区別が明確に把握されていない。

「第二の方法（割賦金の回収により販売益を計上する方法（引用者）は理論的には最も妥当な方法であることができ。今日の税法もこの方法によって販売益を計上することを認めているものごとくである。」<sup>(2)</sup>

しかし、沼田嘉穂教授は、会計処理の簡便化として、つぎのように、公表会計と帳簿記録の二元化論を積極的提唱される。

「……もう一つ、これは非常に重要なことですが、実務の方はもちろん御存じと思いますが、実務と関係のないいわば、一般の学生とか、教員の中でも知らない人もあると思います。それは、割賦販売の場合に、割賦販売の複雑な仕訳を簿記でするのは繁雑でやり切れないのではないかと思っている人が多いと思います。けれども、これは私の感じでは、販売したときにはどういう仕訳をしてもいいので、普通の仕訳しておけばいい。そして期末決算時に整理仕訳で一度に割賦販売に整理してしまえばいいんじゃないかと思うのです。補助簿がしっかりしていなければならぬのですけれども、補助簿さえしっかりしておれば一括して整理仕訳でやればいいと思うのです。」<sup>(3)</sup>

「……割賦販売の仕訳は複雑で利用できないと云われておったわけですが、私に言わせれば、それは、簿記書をお読みの方々の認識不足の点もありまして、前にお話しましたように補助簿を整備しておいて、期末に一べんに割賦販売の仕訳に整理記入で換算すればいい。この見方から私は割賦販売の仕訳は可能なものと確信しております。これから先これらの方法も、大いに私自身も発表し、また研究もしていこうと思っております。」

以上のごとく、沼田嘉穂教授は、公表会計と帳簿記録との二元化を通じて、会計処理の簡便化を提唱されるが、しかしこのような方法は、わが国企業会計原則、とくにその注解においては、つぎのように認められていない。

「売上高及び売上原価を回収基準によらずに普通の販売基準によって計上し、売上総利益から未実現収益を控除する方法をとっても、結果的には同じである。……但し、この方法は注解によっては認められな<sup>5)</sup>い。」

このように、わが国企業会計原則は、期間利益の測定だけではなく、勘定記入そのものまで制約を与えているのである。

(1) 沼田嘉穂著「近代簿記」(昭和三十二年)二三八頁。

(2) 沼田嘉穂著 前掲 二四〇頁。

(3) 沼田嘉穂談「割賦販売の理論と実際」(企業会計十卷五号、一九五八年)一五五頁。

(4) 沼田嘉穂談 前掲 五九頁。

(5) 諸井勝之助稿「損益計算書に関する注解とその問題点」(黒沢清 解説付「企業会計原則」昭和二十九年七月改訂) 一三一頁。

#### b 飯野利夫教授の企業会計原則修正論

飯野利夫教授は、以上のような企業会計原則の規定にたいし、つぎのような問題提起をされる。

「企業会計原則は必ずつねにこのような勘定記入の細部にまで立入るべきか否か、このことは企業会計原則のありかたともいまま一度反省してみる必要があるのではあるまいか。」<sup>1)</sup>

飯野利夫助教による企業会計原則修正論は、つぎのように、『利益』基準の提唱を通じてなされるが、これは、同時に前述の公表会計と帳簿記録との二元化論の合理化でもある。

「……制賦基準は、本来課税利益(収益ではない)の算定の基準として、みとめられたものであってみれば、それは本来、収益、この場合には、『売上高』の計上に関する基準ではなくて、『売上利益』に関する基準なのである。」<sup>(2)</sup>

「たとえば、制賦基準をもって、『収益』基準であるとする立場からは、回収額を売上高に計上することだけが認められて、現実の売上高から、それに見合う売上原価を控除し、それから当期売上高中の未回収額に対する利益額を控除し、前期以前の売上に対する回収額に見合う利益を加える方法は認められないことになる。」<sup>(3)</sup>

「……損益計算書に売上高として現実の売上高を記載したとすれば、売上高として記載されているものうち、未回収分に対する売上総利益が控除され、さらに売上高として記載されていない前期以前の売上総利益を加えて、売上総利益が算出されることになるので、財務諸表の読者に売上総利益率について、ともすれば、誤解を与えやすいという理由にもとづくものかも知れない。しかし、売上高を全額、売上高と記載する場合にも、売上総利益が計算表示される前段階において総売上高に対する売上総利益の額がまず表示され、それから未回収分に対する売上利益が控除され、さらに前期以前の売上に対する回収分に見合う利益が、それとは別個に記載されて、当期売上総利益が計算表示されるのであるから、そのようなことは全くの杞憂とらうべきであろう。」<sup>(4)</sup>

以上によって、飯野利夫教授は、会計処理の簡便化を目的としたところの企業会計原則改正論を展開されていることが明らかになった。

(1) 飯野利夫稿「収益基準と利益基準」(産業経理第十九卷一号、一九五九年)七一―七二頁。

(2) 飯野利夫稿 前掲 七一頁。

(3) 飯野利夫稿 前掲 七四頁。

(4) 飯野利夫稿 前掲 七二頁。

c 番場嘉一郎教授の簡便化論

番場嘉一郎教授の簡便化論は、つぎの通りである。教授は財務諸表規則五十八条の二、における規定すなわち、「割賦販売による売上高が総売上高の百分の二十を超える場合には、当該名称を附した科目をもって別に掲記しなければならない。

前項の規定により割賦販売売上高を区分掲記した場合には、当該売上高及び売上利益の算定基準を損益計算書の脚註に註記しなければならない。」を問題にし、つぎのような簡便化論を展開される。

「……五十八条の二では、割賦販売の売上高を別記することを要求しております。<sup>(1)</sup>

「私思うのに、実現した売上高を計上するという意味では、割賦販売でも普通の販売でも同じであって、収益という金額を見るとという観点ではこれを分ける重要性はあまりないと思うんです。……売上高計上に關する規定の場合に、割賦売上高とその他の売上高を区分するということは、あまり重要性がないんじゃないか。むしろ売掛金というものを普通の売掛金か割賦売掛金かという点ではっきりさせることが重要でないかと思う。<sup>(2)</sup>」

以上は、割賦基準を適用した場合の会計処理簡便化論であるが、つぎに販売基準を適用した場合の会計処理簡便化論について検討してみることにする。

(1) 番場嘉一郎他談「財務諸表規則の体系的研究」(企業会計十一卷五号、一九五九年)九二頁。

(2) 番場嘉一郎談 前掲 九四頁。

#### d 木村和二郎教授の会計処理簡便化論

木村和二郎教授は、前述のごとく割賦販売にたいし、「現代的、且正しき適用である」<sup>(1)</sup>販売基準を主張され、合理化されているが、さらに、販売基準を適用した場合の、教授自身の会計処理簡便化論を提示される。木村和二郎教授の会計簡便化論の内容は、つぎの通りである。

「……Paton 教授は以下に引用するような頗る手数のかかる仕訳整理法を「現金主義」のもとに詳細に例示してゐるのであるが、私はむしろこれをとらず、これに対応して「売上主義」における簡単な仕訳整理法を並べて置く。Essential of Accounting 1949 第32章に掲げられた Paton 教授の例示は次の如くである。」<sup>(2)</sup>

I) 「現金主義」による月賦販売取引の仕訳例 (Paton)

(省略—引用者)

II) 売上主義による最も簡単な仕訳処理法

(省略—引用者)

なお、木村和二郎教授によりとくに、簡単化された仕訳処理法は、教授自身の云われるところによると、つぎの通りである。

「期首の割賦売上未収金と期末のそれとの平均額又は割賦売上未収金の日々残高の総平均額に対して包括的に年度の利息部分を計算し、これを割賦売上利益から除斥することを以て、簡単に一つの仕訳で計算することが出来、従来例示せられるように、取引個々について又は取引の月次累計について計算するを要しない。」<sup>(5)</sup>

以上のように、木村和二郎教授は、教授自身がペイトンよりも簡単であると云われている売上主義による最も簡単な仕訳処理法を提示されている。この方法は、木村和二郎教授提唱の前述の独自の会計政策—販売基準を具体化するための会計処理簡便化論であつて、教授独自のものである。そのため、現実のわが国における割賦販売の会計実務、会計制度を勘案したのちに提唱されたものでないことはあきらかである。

(1) 木村和二郎稿「実現主義の一適用形態としての割賦販売会計」(会計六十卷六号、一九五一年)一頁。

(2) 木村和二郎稿 前掲二二—二三頁。

(3) 木村和二郎稿 前掲二二—二五頁。

(4) 木村和二郎稿 前掲二五—二七頁。

## 結 論

以上、本稿では、わが国における割賦販売会計の理論について述べてきたが、最後に、全体を要約し、問題点を指摘しておくことにする。まず最初、わが国における割賦販売会計の理論を考察する前提として、割賦販売の会計実務を検討した。ここでは、とくに、割賦販売の代表的なものとして、自動車販売業と、電気器具・電気機械販売業における会計実務を問題にした。

自動車販売業の割賦販売の会計実務において注意すべきことは、日産自動車株式会社、トヨタ自動車販売株式会社、三菱ふそう自動車株式会社等においてみられるごとく、一般には殆んど、代金の決済は手形（月賦手形）によるにも拘らず、割賦代金のうち、手形期日未到来分については、未実現利益の繰延がなされているということである。そのため、この手形を銀行に割引く場合は、手形期日到来までは、預り手形として処理し、期日到来と同時に受取手形に変更するという経理操作がなされていることである。このような経理操作は正常なものではなく、明らかに、税務対策としてなされているものである。

電気器具・電気機械販売業の割賦販売の会計実務についても同様なことが云える。

三菱電機株式会社の場合では、代金の決済は通次期限到来手形によってなされている。そして、手形期日未到来分については、期末に未実現利益の排除がなされる。また、通次期限到来手形を銀行に割引く場合には別経理がなされる。三菱電機株式会社の割賦販売の会計実務が税務対策としてなされていることは、会社自身も卒直

に認めているところである。

このような会計実務を規制する税法の規定がつきに問題になる。

周知のように、税法は(新旧税法ともに)割賦販売に対し、期限到来基準を採用している。

税法が期限到来基準をとり入れた根拠については、税務当局によって、つぎの点があげられている。

- 1 企業利益の平準化意図および納税資金の確実性を考慮した特権的優遇
- 2 税金の延払いを許す救済規定
- 3 一種の斟酌説、恩恵説にもとづくもの

以上の根拠にもとづいて制定された税法の規定は、(期限到来基準)その後の税法規定の改正をつうじて、適用の拡大がみられる。

期限到来基準の適用の拡大は、割賦販売業者と、これを支持する論者よりの強い要望と主張におされて、税務当局が屈服し、妥協するというかたちでなされている。

前述の自動車販売業および電気器具・電気機械販売業におけるごとく、割期販売の代金決済において手形を受領する場合が問題となった。税務当局の当初の見解は、かかる場合においては期限到来基準の適用を是認しないという態度であった。しかし、会社側の主張により、手形をうけとつても、金融機関に割引かない場合には、期限到来基準の適用を認めることになった。その後の税法の改正にあたっては自動車販売業者をはじめ、経済団体等の意見にみられるごとき、はげしい反対にあって、代物弁済の特約のある手形以外のすべての手形、すなわち、普通の手形を受取った場合においても期限到来基準の適用を認めるということになった。



賦限到来基準の拡大適用は、割賦期間の短縮によってもなされている。

税法の規定改正以前では期限到来基準の適用は、割賦期間が六カ月以上であることで税務当局部内です承されていた。これに対し電気器具・電気機械販売業者、経済団体等の主張にみられるごとき反対意見をうけ、税法規定改正後では、割賦期間が三カ月以上のもの（二カ月未満のものもあってもよい）についても期限到来基準の適用を認めるということになった。しかし、割賦期間が二カ月以上でも期限到来基準を認めたことについては、税務当局の内部においても、反対意見が出されている。税務当局のある論者は、「会計学会から、この点について何らかの批判があつて然るべきである」とさえ云っている。しかし、会計学者は、完全に沈黙を守っている。

割賦販売の利息に関する会計処理についても、期限到来基準の拡大適用がみられる。すなわち、税法改正以前では、自動車販売業の会計実務においてみられるごとく、利息部分のみを別に仕訳した場合、期限到来基準の適用は認めないということが税務当局の態度であつた。しかし、税法の改正によって、かかる場合においても、期限到来基準の適用を是認するようになってきている。

期限到来基準の建設、造船、造機業への拡大適用は、改正税法規定によつてはじめてなされたものであつて、税務の取扱いとしては非常に大きな改革であつたといわれている。この税法規定制定に際しては、財界の税法改正にあつたての圧力団体であり、かつ、学界の有力なメンバー（番場嘉一郎教授、渡辺進教授、飯野利夫教授、江村稔助教授、今井忍教授、新井益太郎助教授）を含めた日本租税研究協会の強力な主張があつたことを看過してはならないであらう。

建設、造船、造機業への期限到来基準の拡大適用に際し注意すべきことは、売上の日から、最後の支払期日ま

で二年以上であることを除いて、普通の割賦販売より適用条件が大幅に緩和されていることである。また、適用する場合においても、継続適用の必要はなく、利益のみの繰延をするというように、造船業者、車輛業者、重電業者等にとっては、極めて自由な経理を認めるといふようになっていゝ。

以上の税法の規定（期限到来基準）を美化し、合理化する試みが、税務当局をはじめとして若干の会計学者によつてなされている。

税務当局による合理化の試みは、その主なるものとして東京国税局調査課、小椋正夫氏、国税庁調査課、飯田耕三氏、国税庁法人税課長補佐、小宮保氏等々によつてなされている。これらは、会計専門雑誌上で公表された諸論文により、うかがうことが出来る。

会計学者による合理化は番場嘉一郎教授、渡辺進教授、阪本安一教授等によつてなされている。

渡辺進教授の期限到来基準の合理化は、高度に流動的な資産の実現を論拠とされているのに対し、阪本安一教授の場合は、厳密なる実現主義をもつてその論拠とされる。

以上の税法の規定（期限到来基準）に対する会計理論的な批判は、まず会計原則の立場（代金回収基準）よりなされていゝ。

これらの会計理論的批判の基礎には、現行税法規定の改正に対する割賦販売業者の切実な要求がこめられている。これらの割賦販売業者は広範にわたるがたとえば、つぎのごとく、シン販売業者、電気器具・電気機械販売業者、自動車販売業者、船舶、プラント類販売業者等があげられる。さらに、かかる割賦販売業者の要求に加え、経済団体、通産省の割賦販売政策上の要求等がある。

企業会計原則の立場（＝代金回収基準）の合理化は、企業会計原則の注解によってなされているがその詳細な合理化は、黒沢清教授、山下勝治教授、青木倫太郎教授、林健二教授等によってなされている。

黒沢清教授と山下勝治教授の代金回収基準合理化論は、注解における論拠と殆んど同一の論拠に立つて展開される。ただ黒沢清教授は、企業財政の安定のための会計政策を強調されるのに対し、山下勝治教授は、慎重主義を強調されている。

青木倫太郎教授は、注解における論拠とはことなつた別の角度より代金回収基準を合理化される。青木倫太郎教授の論拠は、費用収益対応の原則が基礎になつている。

企業会計原則の立場（＝代金回収基準）において注意すべき点は、この立場より税法改正に対する意見書が出されているということである。（税法と企業会計原則との調整に関する意見書）したがって、この意見書は、そのまま、割賦販売業者の税法の改正の実現を期して公表されたものであるといえる。

しかしながら、このような企業会計原則の立場（＝代金回収基準）に対し、陳腐な時代錯誤的な見解であり、実際的にも妥当性がない主張であるという前述の事実に反しあやまつた評価を与え、「現代的、且正しい」会計理論として割賦販売に対し販売基準を提唱される会計学者がある。このような会計学者に、木村和二郎教授と、品田誠平教授がある。木村和二郎教授の販売基準合理化論では、信用制度の確立を根拠にされるのに対し、品田誠平教授は、木村和二郎教授と基本的には共通の立場に立つて、割賦受取手形の流動性を根拠にされる。

企業の自由な経理操作（＝損益調整の手段）を是認しようとする選択適用合理化論の提唱が飯野利夫教授と木村重義教授によりなされている。

飯野利夫教授の場合は、アメリカ税法におけると同様、販売基準と代金回収基準のいずれかの選択適用論であるのに対し、木村重義教授の場合は、代金回収基準、販売基準および期限到来基準の三者のうちのいずれかの選択適用論である。後者の理論の特徴は、前者の理論（自由な経理操作）をより強化したものである。

販売基準の提唱も、選択適用論の提唱も、いづれも、現実のわが国の企業の会計実務、会計制度、会計政策に直接結びついていないために、独自の会計政策を提唱する理論であるといえる。

会計処理簡便化論では、割賦基準（代金回収基準ないしは期限到来基準）が適用された場合と、販売基準の適用された場合の二つの場合がある。

沼田嘉穂教授は、割賦基準の適用の方法として期末決算時における一括整理を提唱される。この方法は、企業会計原則の立場における主張と矛盾するので、飯野利夫教授より企業会計原則修正論が出されている。飯野利夫教授の主張は、収益基準ではなくて利益基準の主張である。

番場嘉一郎教授の会計処理簡便化論は、財務諸表規則五十八条の二の簡便化であって、割賦販売の売上高の別計上に反対されている。

木村和二郎教授の会計処理簡便化論は、販売基準適用の場合である。教授は、Paton よりも簡単であると教授自身が云われる独自の仕訳処理法を提示される。しかし、この方法は、わが国における現実の会計実務、会計制度を勘案して考案されたものではなく、まったくの抽象論にすぎない。

以上、戦後わが国における割賦販売の公表会計に関する主なる会計理論をとりあげ、わが国における企業の現実の会計実務、会計制度および会計政策との関連のなかで位置づけてきたが、これらの諸理論はすべて現実の会

計的要求とその実務を合理化し、これを擁護するところにこれらの理論の社会的性格と特徴があると考えられる。